

経税部
だより

守られない国税通則法—この1年間の税務調査から

税理士 竹内 克謹
よしなり

毎年のように起こる 事前通知事項の漏れ

この1年間で関与先が受けた税務調査は法人で5件、個人1件、それに相続税1件の合計7件でした。

新型コロナウイルスの5類への移行を待っていたかのように課税部門は違いますが同一税務署から立て続けに3件の税務調査の連絡が入った昨年5月、そのいずれもが表1に掲げる国税通則法に定められた11項目の『事

表1

国税通則法第74条の9に定められている事前通知事項

1. 実地調査を行う旨
2. 調査の相手方である納税者の氏名及び住所又は居所
3. 調査を行う当該職員の氏名及び所属官署
4. 調査開始日時
5. 調査開始場所
6. 調査対象項目
7. 調査対象期間
8. 調査の目的
9. 調査の対象となる帳簿書類その他の物件
10. 調査開始日時・調査開始場所の変更に関する事項
11. 事前通知事項以外の事項も非違が疑われることとなった場合には、当該事項に関し調査できる趣旨

前通知事項』のいずれかが欠落したものでした。事前通知の際に漏れた項目は「調査の目的」「調査日時、場所の変更に関する事項」でした。このような場合、私たちの事務所では調査当日、調査官に通知事項の漏れた税務調査は違法性が高いことを指摘し、そのような調査を納税者は受ける義務はないことを伝えるとともに文書による謝

めぐるページに手が止まる

事前通知のハードルを越え、実際に調査があっ

た事例の中での特徴は、やはり記帳の漏れ、間違いでした。丹念に総勘定元帳を調べる調査官は、仕簿の合わない取引にはページをめくる手が止まります。預金から振込みを支払いされた金額が現金出納帳にも記載があり経費が二重に計上されていた、設計士への支払いで源泉所得税を徴収していない、車の修理費の領収証を紛失していた、材料費や外注費の請求書から在庫の漏れが見つかった等々です。一つひとつの取引金額が少額なだけに日常の経理事務や決算作業でもチェックがされず見落とされていたようです。このような間違いが明らかかな場合は修正申告せざるを得ないケースが多く日頃の会計処理に注

預金の動きに 目を光らせる調査官

相続税の申告では、土地や株式の財産評価に申告書作成までの時間が費やされますが、税務調査となると財産評価よりも生前に相続財産を減少させるような不自然な預金の引き出しがなかったかなど預金の動きが中心となるようです。「自宅の工事代金の支払いが請求書よりも多く支払われて

いるがこの理由は？」「貰います」という双方の合意によって成立する契約なので、預金口座を移しただけで貰った方が贈与を受けたという認識がなければ、それは亡くなった被相続人の財産となってしまうのです。調査官からいらぬ詮索をされずに済むように贈与契約書を書き交わす、預金通帳の管理も贈与を受けた人がするということになります。この調査では、カードの支払い明細から多くの宝飾品を購入している事実が判明しました。高額な宝石なども相続財産となりそうです。申告にあたってはこうした財産の漏れがないかにも注意が必要です。

おわりに

相続税の調査については、預金を引き出したら、物品を購入した当た

実地での税務調査が終わると問題点を整理し、調査官が納税者の主張が正しいと判断すれば調査は終了しますが、税法に照らして申告額が間違っている場合は修正申告することになります。指導事項として今回に限り課税を免れるケースもあります。修正申告を余儀なくされると追徴税額を納付した上に過少申告加算税、延滞税の負担も膨らむこととなります。税務調査の立ち合いの度に感じるのは、毎日の正確な記帳が余計な税金を払わないための最大の防壁

「貰います」という双方の合意によって成立する契約なので、預金口座を移しただけで貰った方が贈与を受けたという認識がなければ、それは亡くなった被相続人の財産となってしまうのです。調査官からいらぬ詮索をされずに済むように贈与契約書を書き交わす、預金通帳の管理も贈与を受けた人がするということになります。この調査では、カードの支払い明細から多くの宝飾品を購入している事実が判明しました。高額な宝石なども相続財産となりそうです。申告にあたってはこうした財産の漏れがないかにも注意が必要です。

事務組合の事務委託手数料 (年額)

労災保険のみ委託 (人数によらず)	12,000円
雇用保険被保険者数 1~3人	12,000円
雇用保険被保険者数 4~5人	18,000円
雇用保険被保険者数 6人以上	30,000円

~労働保険加入義務と事務組合~

従業員を1人でも雇うと労働保険(労災保険・雇用保険)に加入し、保険料を納入する義務があります。大阪府歯科保険医協会では厚生労働大臣許可の労働保険事務組合を設立し、会員向けの事務委託を行っています。

労働保険のお問い合わせは、
共済部 TEL06-6568-7438まで

委託手数料 年額 1万2000円~

労働保険(労災&雇用)事務代行サービスが便利

メリット 1 事務経費を削減

- ・保険料の申告・納付手続き
- ・従業員の入・退職時の雇用保険手続き
- ・雇用保険被保険者の名前変更手続き
- ・事業所の住所・名称変更などの手続き

メリット 2 労災保険に事業主も入れる(特別加入)

労災保険は従業員の業務上や通勤中の負傷や疾病、死亡などに対して保険給付する制度ですが、労働保険事務組合へ事務委託することにより事業主や家族従事者、法人役員も労災保険に特別に加入することができます。

メリット 3 保険料の分納ができる

労働保険料の額に関わりなく3回に分割納付できます。

